

JELA NEWS

ジェラニュース 第38号 2015年12月15日発行 発行責任者 森川 博己

一般社団法人日本福音ルーテル社団 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-20-26 Tel.03-3447-1521 Fax.03-3447-1523 jela@jela.or.jp www.jela.or.jp

難民支援／世界の子ども支援／ボランティア派遣／リラ・プレカリア(祈りのたて琴)研修講座／奨学金制度／宣教師支援

私たちは、キリストの愛をもって、日本と世界の助けを必要とする人びとに仕えます

「お前たちは、わたしが飢えていたときに食べさせ、のどが乾いていたときに飲ませ、旅をしていたときに宿を貸し、裸のときに着せ、病気のときに見舞い、牢にいたときに訪ねてくれたからだ。はっきり言うておく。私の兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、私にしてくれたことなのである。」 マタイによる福音書 25章35節～36節、40節



アメリカのグループワークキャンプに日本人青年 9 名を派遣!

2015年7月23日～8月5日にニューヨーク州ロチェスターで行われた家屋修繕キャンプ(全米の青少年350人が参加)に、JELAが派遣した日本人青年9名が加わりました。一週間のキャンプのテーマは「Reframe」(再生)。参加者は奉仕活動の他に、イエス・キリストを中心とした生き方に立ち返る(自分を再生する)ために、分かち合い・祈り・賛美の時間をもちました。日本からの参加者レポートは2頁以降をご覧ください。

【この号にはこんな記事が】

アメリカ・グループワークキャンプ 2015 参加者レポート ----- 2～3 インドの貧困家庭に光を!／暑さに苦しむブラジルの子どもたちに涼を! ----- 4 難民高等教育プログラム(進藤ブラーテン美生) ----- 5 難民支援への政治経済的アプローチ<その1>(山本哲史) ----- 6～7 第五回川柳ひろば入選作発表、支援者一覧、寄付の方法、編集余話 ----- 8



アメリカ・ワークキャンプ2015参加者レポート

<キャンプの沿革>1977年、米国コロラド州を襲った大洪水の被災者を支援するために、米国のキリスト教青年書専門出版社「グループ」がボランティアを募り、全米から集まった300人により始まったキャンプ。貧困地区の家屋修繕と賛美集会を組み合わせたこの催しは、現在は全米・カナダ及びその周辺国の50以上の地域で開催され、さまざまなキリスト教会・教派の青年が毎年数万人参加しています。クリスチャンでなくても参加可能。JELAは2001年からこのキャンプに参加し、これまでに100人を超える青年たちを日本から派遣してきました。

以下は、今年の日本からの参加者9名のレポートの抜粋です。

貴重な体験

山縣 愛(JELC三鷹教会・18才)



修復作業を行った家の隣家。その家には二人の兄弟がいて、玄関の外からこちらの作業をじっと見ているので、メンバーの一人の誘いで、三日目の作業は兄弟二人も交えてスタートすることになりました。しかしそれもつかの間、隣から「帰ってこい」という父親の叫び声を聞いたとたん、兄弟は一目散に家に帰ってしまいました。

次の日、わたしがクルー(*一緒に家屋の修繕をする仕事仲間)と家の壁にペンキを塗っていたとき、昨日の子どもたちの父親が話しかけてきました。父親は、近所の人とうまくいっていないことなど、いろんな怒りをクルーの女性にぶつけ始めました。しかし彼女はまったく慌てず、父親の

言い分を充分聞いた後、優しく何かを語りかけはじめました。すると、突然父親は「ハレルヤ! ハレルヤ!」と言いながら泣きだしてしまいました。そして最後には、日曜日に家族を教会に連れていくことを約束していました。彼女も泣いていました。二人の会話を通して、父親はイエスに触れることができたのだと思います。そんな瞬間を共有できたことが、ずっと心に残っています。

内田奈七(JELC田園調布教会・15才)



挑戦してみることが大事だと一番感じた場面は、バラエティショーです。日本人9人で「恋するフォーチュンクッキー」を踊ったのですが、楽しんでくれるか、成功するか、などの不安がありました。しかし、手拍子や歓声など信じられないくらいに盛り上がり、全員が立ってハイタッチをしてくれて、日本人の発表が一番盛り上がったと感じました。挑戦してみることが自分に自信がつき、いろいろな面で成長することができました。

奉仕の喜び

谷果穂(広島県・15才)



何よりもうれしかったのは、レジデント

(*修繕する家屋の住人)が「ありがとう」と何度も言ってくれたことです。一人で寂しかったり、日本が恋しくなったとき、とても励みになったし、「私が今やっていることは、確実に誰かのためになっているんだ」と実感することができました。

鈴木智佳子(JELC田園調布教会・14才)



ワークキャンプでは、レジデントの家を修復しました。今回のテーマはReframe(再生)だったので、見方を変えろということに心を留めて作業しました。クルーの中で日本人は私ひとりでした。最初は孤独感があつたのですが、クルーの子たちが優しくしてくれたので、自分もみんなと協力して、レジデントの家を修復できて嬉しかったです。レジデントを見て、こんな身近に困った人がいたのだと思うと辛くてたまりませんでした。だから私はレジデントの家を修復するのを手伝って本当に良かったです。

信仰的成長

松本義輝(JELC神戸教会・18才)



プログラムの中の一つに「今まで犯してしまった罪を書いて、それを塗りつぶして、赦しを得る」というようなものがありました。そのときに、アメリカの信徒の熱さに気付

かされました。そのプログラムの後に、聖書を開いて読む人や、知人もしくは知らない人同士で励ましあったり、話を聞きあったりしている人がいました。それを見て僕は、アメリカのようなキリスト教が熱い国に生まれていれば、もっと面白いものがあつたららうなと思いました。

横井里月(JELC松橋教会・19才)



私は、ワークキャンプに行って、何よりも自分に自信がついたと思います。クリスチャンであることに今まで以上に誇りを持つようになり、自分の良さや自分らしさに気付くことができました。そして多くのクリスチャンと出会うことで、自分の中でいろいろなものがリフレームされ、神様に対する感謝の気持ちでいっぱいになりました。次の世代の子たちにこのような、またはこれ以上の経験をしてほしいと思いました。このような経験ができたことに感謝し、いつかこのような機会を作る側にも立ちたいと思っています。

廣瀬知登(JELC大江教会・17才)



大きく二つが自分にとって「リフレーム」されたと思います。一つ目は、自分が当たり前だと思っていたことは当たり前じゃない、ということです。ワークをしていたりすると本当に自分が恵まれていることに気づきます。そんな恵まれている環境を当たり前だと思っていることはいけないことであり、その環境にしっかりと感謝しようと思いました。二つ目は信仰です。アメリカの人たちは本当に神様への信仰が大きく、大きいからこそこんなキャンプができると思

ました。日本にいるときはキリスト教であることを隠したりしたこともあります。自分がキリスト教であることは恥ずかしいことではないと思いました。隠すなんかよりもっとみんなに教会やキリスト教に興味を持ってもらうように隠さずによろしく思いました。

人間関係の深まり

谷果穂(広島県・15才)



自分がクリスチャンでないことや、英語力に自信がないことを理由に、初めは参加をやめようかと思ったこともありました。しかし今では、キャンプに参加できたことを幸せに思っています。ワーク初日は全くなじめず、言葉が通じないつらさを感じるばかりでした。しかし、二日目、三日目、と日が経つにつれ、だんだんコミュニケーションが取れるようになり、会話ができる喜び

を感じられるようになりました。ペンキ塗りがどんどん進んでいくと、レジデントも喜んでいるのが伝わってきて、どんどんやる気が出てきました。

百武歩人(JELC田園調布教会・15才)



クルーの人とは五日間でかなり仲が良くなり、自分の英語力を理解してくれたようで、なるべくゆっくり話したり、簡単な単語に変えてくれたりした。とても優しい人たちだ。最後のほうでは、冗談も言い合えるほど、コミュニケーションが取れるようになっていた。日本人グループの人ともとても仲良くなり、お互いが兄弟のような関係になった。共に二週間を過ごすということに加えて、英語が話せない環境に置かれ、日本人同士が貴重に感じるという二つのことが重なり、普通の友達とは違う、なにか特別な関係を築くことができたと感じている。



世界の子ども支援

JELAはインド・カンボジア・ブラジル・日本の子どもたちを支援しています。以下に、インドとブラジルの2015年度のハイライトをご紹介します。

■インドの貧困家庭に「光」を!



パナソニック株式会社からJELAのインド支援地の*CRHPに対して、500台のソーラーランタンを寄贈していただきました。JELAはこれまでに、インドと**カンボジアの支援地域に合計1,422台のソーラーランタンをパナソニック株式会社から寄贈していただいております。CRHPは受け取ったソーラーランタンをさっそく、マハラシュトラ州の無電化で子どもがいる貧困家庭などに配布しました。

このソーラーランタンが現地の人々の生活向上にどのように貢献しているかを明らかにするため、JELAはインタビューなどの形式で調査を行い、その結果をパナソニックの担当者と共有しています。寄贈効果に関するこの調査は今後も継続的に行い、データが十分にそろった段階で、環境保護その他の専門学会で発表することを考えています。



*CRHP(Comprehensive Rural Health Project)=病院を基盤として総合的に人々の健康維持に取り組む非営利組織)は、インド・マハラシュトラ州ジャムケッド村に本部があり、JELAのインド・

ワークキャンプでもパートナー関係にあります。本年2月にも義足作成補助のボランティアを派遣しました。(ジェラニュース36号、37号参照)。

**カンボジアについては、パナソニック株式会社からのソーラーランタンの寄贈相手先団体は、JELAが支援している現地NGO「Life With Dignity(LWD)」です。

■暑さに苦しむブラジルの子どもたちに「涼」を!

リオデジャネイロにある保育所「よきサマリア人ソーシャル保育センター」(Centro Social E Creche Bom Samaritano、以下Centro)は、近隣のスラム街(ファヴェーラ)に住む2~6歳児100人のデイケアとその家族へのサポートを行っています。JELAは2006年からこの施設の援助に携わり、食事の提供、学校の制服の支給、遊具の設置費用支援などを行ってきました。



近年、リオデジャネイロでは夏期に気温が極端に上昇し、日中の施設内の温度は50度近くに達していました。同市は託児所施設にエアコン設置を条例で義務づけましたが、Centroには扇風機しかなく児童仮眠室へのエアコン設置が必須の課題でした。JELAは、子どもたちが快適に過ごせるようにとエアコン3台の購入・設置の費用(総額53万円)を提供しました。

エアコン設置後、施設のディレクターであるヴィルマ・ペッシンさんからメッセージが届きました。そこにはこう書かれていました。「ご支援ありがとうございます。エアコンは子どもたちの安らぎと健康のために欠かせないものです。心から感謝いたします」。

日本在住の難民への奨学金提供

JELAは2001年に国際青年交流奨学金事業を開始し、日本や海外の大学・大学院などで学ぶ日本人・外国人の勉学を支援しています。受給対象には、日本在住の難民の方も含まれます。一方、国連難民高等弁務官(UHCR)駐日事務所は、2006年から国内のいくつかの大学と提携して難民高等教育プログラムを展開しています。今回はこの事業を担当なさっている進藤さんにその内容をご紹介します。JELAとUHCRがそれぞれのプログラムを通じて、一人でも多くの難民の方に勉学の機会を提供できるように望みます。

難民高等教育プログラムについて

国連難民高等弁務官(UHCR)駐日事務所
法務部職員 進藤ブラーテン 美生

○はじめに



難民高等教育プログラム(RHEP)は、日本社会に暮らす難民の定住・社会統合促進を支援することを目的としてUNHCRと諸大学の協力関係のもと設立された奨学金制度である。2006年に関西学院大学、2007年には青山学院大学、2010年には明治大学、そして2015年に津田塾大学と、現在合計4大学が主旨に賛同し難民が高等教育を受ける機会を提供してくださっている。毎年、UNHCR、教育従事者やNGO関係者などにより構成された選考委員会が、対象となる難民奨学生を選考し各協力大学に推薦を行っている。これまで(2015年10月現在)に32名の難民がRHEPによって高等教育を受け、うち16名が4年間の学業を修了し、卒業した。応募資格に年齢制限は無く、奨学生の年齢は、高校を卒業する10代後半から、母国での事情により学業を途中で断念せざるを得なかったものの再び日本で高等教育を受けたいとの希望を強く持ち、それを叶えた40代前半まで様々である。

難民支援

○プログラムの意義

日本社会においては難民であるという背景や、言葉の壁、職種によっては就職の際に学歴を重視する社会的傾向などが理由で、自身の可能性や能力を最大限生かして社会統合ができない方々が多く存在する。多くの難民は生活のために働くことを優先せざるを得ない状況にあり、大学に通う時間的余裕がなかったり、そのための費用の捻出が困難な場合が多い。その結果、日本在住年数、母国で受けた高等教育や職業などの資格に関わらず、難民の人々にとって職業の選択肢は限られている。また、社会的理由で、自分たちの子どもたちに対して希望する教育の機会を与えられないと悩む難民の親御さんも多い。

修学が困難な外国人留学生向けの奨学金は多々あるが、留学生の身分を持たない難民やその子弟がアクセスできる奨学金は、数少ない特定の社会福祉法人などが実施しているものなどに限られている。日本国籍を有しない難民は日本人向けの奨学金への応募資格も無いことが多い。そのような状況の中で、日本福音ルーテル社団の国際青年交流奨学金事業や社会福祉法人さぼろと21の生活支援プログラムなどは、日本に在留する難民についてもその奨学金受給対象としている。奨学金制度によって難民やその子弟が日本において高等教育を受ける機会を享受することは、難民の定住・社会統合促進につながると言える。

○受給者の学生生活と卒業後の進路

RHEP奨学生は意欲的に学業に取り組み、周りの学生や先生方とも積極的に交流し、卒業後は大学院進学、企業への就職、起業など、様々な進路を選んでいる。その実例をいくつか下記に紹介する。

明治大学在学中のジャファーさんはアフガニスタンでの内戦を受け、5歳の頃より国内外における避難生活を経て、より安全な場所を求めて日本へと避難

してきた。日本語を学び、RHEPにより大学へ入学した当時の年齢は22歳。「教育とは自分自身を理解することだと考えている。過去を学び、自分の置かれている現在を理解し、未来を予想する。難民である父が果たすことができなかった大学進学という夢を自分は叶えた。大学進学は将来のための第一歩と考えていたが、言葉も文化もわからなかったこの国で、その一歩を進めるのはとても難しかった。高等教育を受ける機会が得られて、より深く自分自身のことや世界のことを理解できるようになった」と話している。大学では平和や国際関係学を学び、学生間の交流にも積極的に参加している。

関西学院大学を卒業したドアン・ティ・チャンさんは、16歳の時にインドシナ難民である父親の住む日本へやって来た。日本語を努力して勉強し、大学に進学できる学力はあったものの、経済的な理由から進学を延期せざるを得なかった。その後彼女はRHEPを通して大学で経営学を学び、今年母国への企業進出や輸出入関連のビジネス支援を行う会社を起業した。「進学費用を工面するために十数の銀行にお願いに行ったが、全て断られた。この奨学金がなければ大学進学はできなかった。大学では先生や同級生との話し合いの中で自分の将来について具体的なアイデアが浮かぶようになり、起業を思い立った。大学でなければ学べなかったことも多く、起業もできなかったと思う」と話している。「これまでたくさんの人々に助けられてきた」という彼女は、同じような境遇に置かれている人たちを、ビジネスを通じて助けてゆきたいと考え、外国人向けの日本語学校の設立を計画している。

○プログラムの効果と期待すること

上記に述べた学生に限らず、RHEP奨学生は各協力大学や関係者に支えられ、日々自らの可能性を広げている。それだけではなく、RHEP奨学生と共に勉学に励み、サークル活動などを一緒に

行うことで、周りの学生たちも難民問題に関心を持ち、自分のこととしてとらえ、個人、大学、コミュニティ、ひいては国のレベルで何ができるかを体系的に考えているといううれしい報告もある。

教育を受ける権利は数多くの国際人権条約において、基本的な人権のひとつとされている。難民が受け入れ社会においてその可能性を発揮するには教育が重要な鍵となることは言うまでもない。日本社会においても難民への理解がより深まり、RHEPへの賛同大学が増え、一人でも多くの難民が教育の機会を享受することで彼、彼女らの定住・社会統合がより一層促進されることを期待している。



明治大学在学中のジャファーさん(2015年撮影) ©UNHCR



関西学院大学卒業生のドアン・ティ・チャンさん(2015年撮影) ©UNHCR



津田塾大学は今年5月に難民高等教育事業に新たに参加してくださった。(写真は協力関係締結時の様子:右端が筆者) ©UNHCR

連載企画 政治経済的視点を踏まえて難民保護を考える

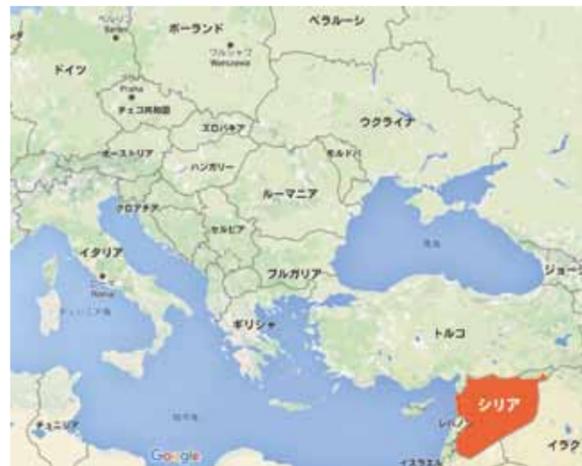
名古屋大学法学研究科特任講師 山本哲史

シリア難民問題が欧州を席卷しています。今後の行方を世界が目注しており、このニュースを目にしない日はないほどです。そこで、現状分析から初めて難民保護のあり方全般について、専門家の視点で語っていただく連載企画を立てました。政治経済的視点を踏まえた難民保護というユニークな枠組みに沿い、お二人の研究者が今後7回にわたって幅広い角度から、わかりやすく説明してまいります。初回の今回は連載の趣旨と、シリア難民問題を考える上で知っておくべき事柄について名古屋大学法学研究科特任講師の山本哲史さんに解説していただきます(執筆は10月29日現在)。

連載にあたって

日本では、JELAさまをはじめ、各種のNGOや個人の有志のみならず、政府や行政をリードする形で難民を支援していらっしゃいます。これは1970年代にインドシナ難民が日本にも到来するようになった当時と、根本的には変わりません。国は法務省に難民の入国・滞在許可を管轄させる一方で、生活支援や言語習得、職業訓練等については外務省や文化庁に管轄させるという形式を整えているものの、難民を主体的に担当する省庁や部局はありません。国は、難民を支援する、というより、支援させられてきた、というのが実態に近いのかもしれない。

今日、私たちは報道やインターネット



©2015 Google, ORION-ME GeoBasis-DE/BKG(2009)より

を通じて様々な情報に接するようになります。これは時代の流れとともに進化した点ということができます。たとえばシリア人のうち、アサド政権やIS(イスラミック・ステート)などの間の激しい紛争によって家を追われた人々の数は、実に1,200万人に達したとされています。シリアの全人口は約2,200万人ですから、その半数以上が家を追われたことになります。国外に逃れた人々の数は400万人を超えており、これは家を追われた者の三分の一に相当します。私たちはこういうことは知っているのです(2015年10月、UNHCR等による資料)。

ところが、日本や諸国が、難民の保護にどう関わることになっているのか、シリア難民についてどういう仕組みでどう対応しているのか、何が問題なのかを理解するための情報は十分でないように思います。難民についてだけでなく、国や国際社会について知るためには、法についての知識がまず重要になってきますが、一般向けに専門家が語ることはほとんどありません。私は国際法学を専攻する数少ない日本人研究者の一人であり、たとえば11月21日にはこうしたことについて国際人権法学会で発表するのですが、閉じられた世界でのことに過ぎません。そのことは残念だと思ふのと同時に、実は法には様々な限界があるので、法だけでは足りない問題とは何なのか、そこまで考えたいと思うのです。

法の向こう側にあるもの、それを「政治経済的視点を踏まえた」対応と呼びたいと思います。私は法学の研究者であって、政治経済については門外漢であり初心者ではありますが、法の限界を知っているという立場から、難民の保護や支援がなぜどのように政治経済的視点を踏まえねばならないのかというあたりには強い関心を持っています。端的に言えば、助けなければ

ならないのではなく、助けた方が得だ、このように難民に対する社会の向き合い方をいざなえるような社会の仕組みを考え設計してゆくためのアイデアを、みなさんと一緒に考えたいと思うのです。

第一回 今何が起きているか

■難民と法

難民を助けたい、助けるべきだ、助けないわけにはゆかない……人として当然のことであり、理由などいらぬことのように思います。しかしそれが個人や任意団体ではなく、国が助けるという決断を下すには、法に根拠を求める必要があります。人類は、長い歴史の中で、平和で民主的な国家建設を目指さねばならないことを学んできました。その結果、法の支配(rule of law)や法治主義(rule by law)といった考え方を大切にするようになりました。王や貴族の気まぐれで政治や行政が行われることを嫌い、主権者たる国民一人ひとりを平等に扱うために、法を最上のものとして尊重することになっているのです。

近代憲法には、天賦人権説ということで、人が人であることをもって一定の人権を保障すべしという考え方が埋め込まれています。しかし国民と外国人の間に一定の区別も設けています。難民は外国人(無国籍者を含みます)ですから、国民と異なり、たとえばそれが外国にいる場合には、憲法の効力は及びません。ですから、いくら日本国憲法が外国人にも一定の人権を保障しているとしても、遠く離れたシリアで危難に瀕している難民を助ける義務は、日本という国にはないのです。

上の話は憲法を頂点とする国内法の話ですが、国際社会にはそれとはまた別の国際法という種類の法があります。国際法は国と国との約束事であり、憲法とは法の種類も適用される場面も異なります。国際法の一つであり、日本も加入している1951年難民条約では、日本にきた外国人のうち、一定要件を満たす者を難

民として扱い(難民認定)、その場合に本国などの危険な領域に送り返すことの禁止(33条1項)をはじめ、様々な権利保障が規定されています。しかし国内法と同様に、やはり日本に来ていない外国人を難民として保護する義務はありません。

■シリア難民: ヨーロッパの宿題

ヨーロッパ諸国が難民を生み出した時代は、東西ドイツ統一、そして旧ユーゴスラヴィアでの紛争激化にともなう難民流出という大きなイベントをもって、大規模なものはおおよそ終結しています。今ではヨーロッパ諸国はもっぱら難民の受け入れ国なのです。これは日本も同じですが、日本は周囲を海に囲まれているのに対し、ヨーロッパの場合は地つづきに国がまた別の国に囲まれています。日本は昔、今の中国の東北部に満州国という傀儡国家を作りましたが、それは地政学的に緩衝地帯として想定されていました。北に控えていたソ連が攻め込んでくる場合に備えて、日本に至る前にそこで食い止めるということです。難民の保護にもこの「緩衝地帯」という考え方が関係してきます。ドイツの場合、シリア難民が直接来ることはありません。ドイツに来る前に、別の国を通過してきます。その国はたとえばチェコ、オーストリア、ポーランドなどです。これらの国々は難民条約に加入しています。ということは、そのいずれかの国で難民条約に従ってシリア難民を保護することになれば、ドイツは知らぬ顔をする事だってできるわけです。ところがこれらの国がシリア難民を食い止めず、結果的にドイツまで到達したとします。そうすると、当然ながら難民を保護する義務はドイツに移ります。

そういうわけで、ドイツだけではありませんが、難民にとって、というより誰にとっても魅力的な国々には、難民が集中しがちです。そこで、緩衝地帯を越えた奥の方に位置することを利用して、ヨーロッパでは難民が最初に入国した国に難民認定審査をする義務があるという



Refugees at Budapest Keleti railway station by Rebecca Harms from Wendland, Germany

ことにして、たとえばドイツに結果的に到達しようとも、その国へ送還し難民認定審査を受けさせる、という仕組みが作られました(ダブリン条約)。シリア難民の多くが地中海を渡ろうとするのには、緩衝地帯を通らずにイタリアなどに到達できるということも関係しています。

このような制度をヨーロッパが用意した背景には、上記のような旧ユーゴスラヴィア紛争のなかでも、1999年のコソヴォ紛争が関係しています。NATOが空爆し、大量難民が発生した際に、ヨーロッパ諸国は互いに相談してその難民たちを空輸し、一時的に保護してなんとか決着しました。そうした対応をあらかじめどのような法として設定しておくか。結局シリア難民についても法に基づく確固たる対応は用意できていなかった。これは宿題だったわけですが、上記のようなダブリン条約は用意したけれども、大量難民を適切に負担分配する法は十分に整えることができなかった。夏休みが終わっても宿題は終わっていないわけです。

難民にとって、どの国に保護されるのかということが重要です。ヨーロッパ諸国は上記のようなルールをさらに充実させ、どの国に行っても難民として同じ水準の保護が受けられる、というルールを設けているわけですが、実際は違います。たとえばヨーロッパ人権裁判所には、「ダブリンケース」と呼ばれる一連の裁判が提起されていますが、それは十分な待遇が保障されていない難民認定審査国への送還が、場合によっては人

権侵害を構成する、という主張が争われているものです。規則どおりになっていない証拠でもあり、また、難民の本音の部分では、難民としての保護が同じであっても、やはりドイツやイギリスなどでその後の生活がしたい、ということがあ

■損得勘定があったからこそその寛容な政策

というわけで、ヨーロッパ諸国にも多数のシリア難民が避難してきています。先ごろまでシリア難民に寛容な態度を採り続けたドイツも、ついに制限的な方向へ態度を変更しました。そもそもなぜドイツ(だけではありませんが)は寛容であったのか。一説には、難民として保護する際に、社会統合のためのしかるべき支援(言語教育や職業訓練など)に投資を惜しまなければ、その後、短い間に(難民の働きがもたらす)税収の方がそれら経費を上回るという計算もあったようです。このような視点で難民の保護を見ることは、不真面目とも言えませんが、自然の摂理ともいえるべき「政治経済的」視点を欠いたのでは、難民の問題と深く長く付き合っただけではできません。国際協力の世界では、「援助疲れ」(compassion fatigue)というような言葉もあります。

こうした点を意識しながら、今回は政治経済的視点を導入した難民研究にどのようなものがあるか、少し具体的にご紹介しながら、皆さんと一緒に考えてゆきたいと思います。

JELAの活動をお支えください

JELAの活動は皆様のご寄付によって実施されています。クリスマスのこの季節に寄付を通して人々と愛を分かち合いませんか？

【クレジットカードで簡単に寄付】

Visa、Masterカードを使って簡単に寄付いただけるクレジットカード決済システムをホームページに導入しました。是非ご利用ください。

【銀行振込・郵便振替】

これまで通り、銀行振込・郵便振替でもご寄付いただけます。

[名義] 一般社団法人日本福音ルーテル社団
三井住友銀行：飯田橋支店 普通 2896506

みずほ銀行：恵比寿支店 普通 1207903

横浜銀行：恵比寿支店 普通 6002037

皆様からのご寄付とご協力をお願いいたします。

ゆうちょ銀行：10000-81660091

郵便振替番号：00140-0-669206

【Amazonでのお買い物はJELAホームページ経由で】

インターネットのサイトAmazonでお買い物の際は、JELAのホームページ右上にあるリンクを経由してください。購入金額の約3%がJELAへの寄付となる仕組みです。皆様の金銭的な負担はありませんのでご安心ください。

【書き損じハガキなどの有効利用】

未使用の切手・郵便ハガキ（書き損じも）を、JELA「ハガキ・切手係」までお送りください。有効利用させていただきませう。少量でも古いものでも結構です。

真由子、医療法人溝口外科整形外科病院（小川和子）、大河原留美、大手昭、大庭玲子、大嶺裕司・可代・十六夜、岡部佳夕、小澤あき子、柿沢純江、神谷智子、京谷信代、倉知延章、小松由美、小山茂、今野七重、井恵美子、坂根信義、JELC札幌教会、里村生英、篠崎智恵子、JELC下関教会チャーム会、白井恵子、鈴木心、鈴木陽子、千石真理、高尾堯、高田紀子、高橋進、高橋悠美子、田坂仁、JELC玉名教会、轟信治、鳥飼勝隆、中井照美、中川英明、中川浩之、中島康二・千麻子、長田ひろみ、中村孝子、中山純郎、中山真里、西立野園子、野上きよみ、芳賀美江、針田真由子、林育子、早瀬康平、東貴也、藤井真理恵、保坂和子、増野肇、JELC松本教会、南節子、村岡晶子、森若奈、森田雅子、森部信・榮子、八坂由貴子、山県順子、山藤ふみ、山本孝恵、山本了、若原奇美子、渡辺美智子、横田弘行、世界の子ども支援チャリティコンサート席上献金（日本福音ルーテル甲府教会、熊本教会、鹿児島教会、長崎教会、刈谷教会、松本教会、神戸東教会）／他匿名複数

ご支援ありがとうございます。匿名をご希望の場合は、ご送金の際にお知らせ下さい。

第5回川柳ひろば入選句発表

下の三句が選ばれました（柏木哲夫先生・選）。近日中に景品をお送りします。

<最優秀賞>

・深ければ深い程よい思慮と杭
(とんちゃん)

<優秀賞>

・説教にうなずき寝入る老信徒
(宮ちひろ)

・働いてお金を貯めて病氣して
(うなたろう)

最優秀賞に輝いた「とんちゃん」は闘病生活を十年も続けていらっしゃるのですが、川柳ひろばが励みになっているとのこと。最近のお便りに、「いつまでも残るものは『希望』と『川柳ひろば』です」（管理人注：コリントの信徒への手紙Ⅰの13章13節参照）と記されているのが印象的でした。

今回の投句分には次のような作品もありました。（ひろば管理人・選、柳名略、景品なし）

・給料日妻に内緒で鰻屋へ
・このスマホ電話もできて超便利

・犯人に「無期」四回を言い渡す
・生き生きて迷子の心拾う日々
・リハビリをするも病に追いつけず
・仏教徒神徒も楽しクリスマス
・土俵下セーフティネット必要だ
・賞金に浮かれ締め切り失念す
・通勤時に2台つづけて回送バス
・ストレスの原因夢に教えられ

JELAホームページの川柳ひろば欄には、難民支援川柳カルタ、シリア難民川柳カルタ、多文化共生川柳カルタ、異文化交流川柳カルタなどが随時アップされていますので、お楽しみください。なお、川柳ひろばへのお問い合わせは、川柳ひろば管理人（森川博己）まで。

【編集余話】

シリアやイラクなどの紛争地域から逃れる何百万という難民について連日のように報道される。欧米のみならずブラジル、ベネズエラその他の国々も、これらの難民を受け入れる姿勢を示した。日本はどうか。安倍首相の国連演説（9月下旬）後の記者への応答を見る限り、お金は出すが受け入れはしないスタンスだ。JELAは他の難民支援NGOと連携して、シリア難民受け入れ表明を日本政府に申し入れるとともに、記者会見も行ったが、今のところ動きはない。政府をはじめとする、受け入れに消極的な人には、「我々がここにあるのは、自分のためではなく、他の人々の人生をより幸せにするためである」というシェークスピアの言葉と、本ニュースレターの表紙に掲げたマイ福音書第25章を贈りたい。



JELAの活動にご支援を！
各種献金のご送金は下記をご利用下さい。

JELA
Japan Evangelical Lutheran Association

一般社団法人日本福音ルーテル社団
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-20-26
Tel.03-3447-1521 Fax.03-3447-1523
Email: jela@jela.or.jp
HP: http://www.jela.or.jp
郵便振替口座番号: 00140-0-669206
加入者名: 一般社団法人日本福音ルーテル社団

支援者一覧

(2015年6月1日～9月30日)

青木孝士、安藤淑子、イエス団甲子園双葉幼稚園保護者会・賀川記念館、池上幸子、池田賢治、井上渥子、井上秀樹、伊東節子、今枝